《論　説》

預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果（１）

――フランスにおける近年の議論を参考にして――

深川　裕佳

目次

Ⅰ．はじめに
　１．民法（債権関係）改正における「預貯金口座への払込み」に関する法律案
　２．背景――民法に口座振込みによる弁済に関する特別の規定を設けるべきか
　３．本稿の検討順序
Ⅱ．民法（債権関係）改正法律案・第477条の起草に向けた議論の検討
　１．口座振込みによる支払いに関する規定の位置づけ
　２．弁済の効力発生時期
Ⅲ．フランスにおける口座振込みによる支払いに関する判例の展開
　１．破毀院商事部2009年２月９日判決
　２．破毀院商事部2009年２月９日判決に至る判例及び学説の展開
　３．2009年破毀院判決の評価（以上，本号）
Ⅳ．フランスにおける口座振込みによる支払いに関する立法的発展
Ⅴ．破毀院判例の発展を整合的に説明する学説の検討
Ⅵ．日本における口座振込みによる弁済の効果に関する検討
Ⅶ．おわりに
資料

Ⅰ．はじめに

本稿は，金銭債権（以下，金額債権の意で用いる。）の「弁済」について，何によって，どの時点において，「債権の消滅」の効果が生じるのかという問題を，特に，債務者（振込依頼人）がその取引銀行（仕向銀行）に対して振込を依頼し（振込指図），これによって，振込資金を受け取る銀行（被仕向銀行）にある債権者（受取人）の預貯金口座へ振込みがなされたという場面における

弁済の効果として検討するものである。

1．民法（債権関係）改正における「預貯金口座への払込み」に関する法律案

2015年3月31日に国会に提出された「民法（債権関係）改正の法律案」（以下，「法律案」という。）では，つぎのような条文の新設が提言されている。

（預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済）

第477条　債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は，債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に，その効力を生ずる。

なお，この条文案では「払込み」という文言が用いられているが，本稿では，法律用語ではないものの，一般に定着している「振込み」という言葉を用いることにする。

2．法律案の背景――民法に口座振込みによる弁済に関する特別の規定を設けるべきか

法制審議会・民法（債権関係）部会（以下，単に「法制審」という。）における議論によれば，この立法提案の背景には，①口座への振込みによる金銭債務の消滅時期がいつかというような基本的な法律関係が必ずしも明らかではないと指摘されること［要綱案のとりまとめに向けた検討（7），3頁］，②口座への振込みによって債務を弁済する場合に，債権者の承諾を要するか否かという点で，実務的には問題となること［要綱案のとりまとめに向けた検討（7），4頁］から，民法において基本的な法律関係を明確にすることが検討の課題とされたことがある。

債権法の改正に向けて行われたパブリックコメントでは，民法にこのような規定を設けることには賛否両論があったようである。また，法制審の議論でも同様である。これに対して，事務当局により用意された部会資料には，「預金口座への振込みが今日の取引社会において極めて重要な債務の履行方法となっ

ていることを踏まえると，その効力発生時期についての手がかりとなる規定すら設けないで，すべて個別の事案ごとの解決に委ねることに対しては，適当でないという批判があり得るように思われる」［要綱案のとりまとめに向けた検討（７），５頁］と述べられているように，公表されている資料からは，振込みに関する特別の規定を設けることに積極的な姿勢が示されてきたように見受けられる。

３．本稿の検討順序

本稿は，前述の法律案について，預貯金口座への振込みによる弁済の効果発生時という観点から，一般法である民法において，このような規定が設けられようとしていることの意義について検討する。

前述のように，民法において，口座振込みによる弁済に関する特別の規定を設けるべきか否かについては，賛否両論がある。そのため，第一に，どのような議論を経て債権編・総則の「弁済」の款にこのような規定が立法化されようとしているのかを明らかにすることが，同条の位置づけを探るためには必要であろう（後述Ⅱ）。

第二に，比較法的見地から，この立法化の提案を検討することも必要であるものと思われる。口座振込みによる支払いの効果は，決済の安定に密接に係わっており，決済制度の信用リスクや流動性リスクを避ける手段の一つとして，振込指図が事後的に撤回されることのないようにすることが有用と考えられている［中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 2010，136頁］。そこで，このような撤回不能性を明文化する「EU 決済サービス指令」（Directive 2007/64/CE on payement services in the internal market）を参照し（「payment」または「paiement」は，「弁済」と訳されることが多いが，本稿では，慣用にあわせて，これを「決済」または「支払い」と訳すことがある。），さらに，これを国内法化するフランスでの裁判例（後述Ⅲ）・立法（後述Ⅳ）・学説（後述Ⅴ）を紹介して検討を行う。法律案・第477条が作成されるにあたっては，「ドイツ民法第675条から第676条 c まで，オランダ民法第６編第114条，ユニドロ

ワ国際商事契約原則第 6 . 1 . 8 条，ヨーロッパ契約法原則第 7 ：107条，国際振込に関する UNCITRAL モデル法第19条」［民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（19），71頁］が比較法として挙げられている。この中には，ドイツ民法典が参考として挙げられているにもかかわらず，EU 決済サービス指令は挙げられていない。また，口座振込みによる支払いに関して新しい破毀院判例が出され，学説の理論が発展しつつあるフランスも参考に挙げられていない。そのため，これらを検討して示唆を得ることが有用であると思われる。なお，フランスにおける立法的・理論的発展が考慮されていないのは，口座振込みによる支払いが「通貨金融法典（Code monétaire et financier）」において規定されており，民法典において規定されていないからかもしれない。しかし，特別法であっても，金銭債務の支払手段の一つとして口座振込みを包括的に規定していることから，法律案・第477条を検討するための比較の対象にふさわしいものと思われる。

以上の検討を踏まえて，最後に，預貯金口座への振込みによる弁済の効果について明らかにし，法律案・第477条の意義を検討する（後述Ⅵ）。

Ⅱ．民法（債権関係）改正法律案・第477条の起草に向けた議論の検討

口座振込みによる支払いに関する規定の創設にあたって，法制審での議論は，その内容によって二つの時期に分けることができるものと思われる。一つは，口座振込みによる支払いに関する規定の位置づけについて，債権各則（消費寄託）から債権総則（弁済）へと規定の位置を移すことが議論されるようになった時期（後述 1 ），これに続いて，もう一つは，弁済の効果発生時期について，受取人（債権者）の口座に対する入金記帳時から受取人（債権者）の払戻請求権の取得時へと文言を変更することが議論されるようになった時期（後述 2 ）である。この変化は，冒頭に紹介した法律案・第477条の意義を考えるに当たって，考慮すべきものと思われる。

１．口座振込みによる支払いに関する規定の位置づけ

A．「特殊の寄託」における条文の一つとして規定する案

ⅰ）民法（債権法）改正検討委員会の提案

改正に向けた議論の当初には，口座振込みによる支払いの規定を，特別の消費寄託に関する規定中に設けることが検討されていた［民法（債権関係）の改正に関する検討事項詳細版（12），104-108頁］。これは，民法（債権法）改正検討委員会が消費寄託において，次のような条文案を提言していたからである。

【３．２．11.17】（流動性預金口座による消費寄託）

〈１〉流動性のある預金口座において金銭を受け入れる消費寄託の合意がなされた場合において，寄託者である預金者によって預入れがなされ，または第三者によって振込みがなされたときは，受託者が当該預金口座にその入金記帳［入金記録］を行うことにより，既存の残高債権の額に当該金額を合計した金額の預金債権が成立する。

〈２〉金銭債務を負う債務者が債権者の預金口座に，その債権額の金銭の振込みを行ったときは，〈１〉により預金債権が成立した時に，金銭債務の弁済の効力が生じる。

〈３〉〔預金が差押えられた場合，略〕

ここにいう「流動性預金口座」契約とは，「顧客による預入れまたは第三者による振込みによって金融機関と顧客との間で生ずる個別の消費寄託に基づく債権に関する包括的な合意」［民法（債権法）改正検討委員会 2010，223頁］であるとされる。そして，「振込みにおいて，仕向銀行の為替通知に基づいて受取人の預金債権が成立する時期については，被仕向銀行による入金記帳時であるとするのが判例（最判平成８年４月26日民集50巻５号1267頁，最判平成12年３月９日金判1091号12頁）および通説である」［民法（債権法）改正検討委員会 2010，225頁（注11）］として，前掲【３．２．11.17】〈１〉および〈２〉は，この立場に従って，受取人の口座への入金記帳によって金銭債務の弁済の効果が生じるという条文を提案しているのである。

なお，この条文案の説明において，決済性口座に入金記帳された預金債権は，「法的には『通貨』（現民法402条 1 項）の一種（預金通貨）」［民法（債権法）改正検討委員会 2010，225頁］と考えられていることも興味深い。口座振込みによって，金銭債務の本旨弁済を認めるという考えに立つものであろう。

ⅱ）「中間的な論点整理」に向けた議論

この民法（債権法）改正検討委員会の提案を参考に，法制審でも，口座振込みの効果は，「特殊の寄託―流動性預金口座」に関する立法課題として検討されている。

法制審議会民法（債権関係）部会第18回会議において，「①流動性預金口座への振込みが，金銭債務の弁済と代物弁済（民法第482条）のいずれに該当するか，②流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期がいつかといった基本的な法律関係が必ずしも明らかではないという問題」があるとして，前述の「債権法改正の基本指針」【3 . 2 .11.17】が紹介された後に［民法（債権関係）の改正に関する検討事項（12）詳細版，106-107頁］，以下のような議論がなされている。

議論には，多岐にわたる論点が含まれている［第18回部会会議議事録］。そこでは，①受取人への入金記帳時を預金成立時とすることへの懐疑的見解（神作幹事発言），②預金を法貨と同様に扱うことへの慎重論（神作幹事発言），③一般法である民法に規定すべき事柄ではないとする少極論（岡本委員発言，松岡委員発言），または，資金移動に関する特別法に規定すべきとする提言（神作幹事発言，松本委員発言），④口座振込みによる支払いに対する受取人の許容の必要性（油布関係官発言），⑤受取人の口座に対する入金記帳までのリスク負担の問題（油布関係官発言），⑥銀行に保管料を支払うのではなく，銀行から利息を受け取る日本の取引では，流動性預金契約を消費寄託の理論から説明することがそぐわないのではないかという問題提起（松本委員発言），⑦振込指図に関する一般規定を設ける必要性の指摘（山本（敬）幹事発言），⑧預金が差し押さえられた場合の処遇に関する問題の指摘（高須幹事発言，山本（和）幹事発言）がみられる。このように論点が多岐にわたっているのは，冒

頭に紹介した法律案においては弁済の局面からの規定が提案されているのに対して，ここでは，流動性預金口座に関する規律を債権各論の典型契約に設けることが問題とされているからである。

弁済の局面に関して議論が見られるのは，第24回会議においてなされた「原因債務の弁済の効果が生ずるかどうかは振込依頼者と受取人との間の問題であるから，規定するとすれば，むしろ債権総論の『弁済』のところに置くべきであると思われる」［第24回部会会議議事録，松本委員の発言メモ］との指摘である。結果としては，法律案ではこの発言と同じく弁済に規定を置くことが提案されているのであるが，この時点では，この発言は採用されていない。

以上の議論を踏まえて検討された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」においても，口座振込みによる支払いは，「特殊の寄託―流動性預金口座」の中で論じられている［民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理，417-412頁］。そこでは，前述に紹介した「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に至るまでの問題提起［民法（債権関係）の改正に関する検討事項（12）詳細版，106-107頁］と同様の問題，すなわち，①口座振込みによる支払いの法的性質（本旨弁済か，代物弁済か）および②口座振込みによる債権消滅の時期といった基本問題があきらかでないという問題が提起されている。そして，これに加えて，法制審の議論を踏まえて，一般法である民法に流動性預金口座への振込みによる金銭債務の履行に関する規律を設けるべきか否か，仮に規定を置くとしても弁済の規定の中に置くべきか否かということが検討課題とされた。前者の検討課題について，このような規定を設けるべきことを前提にすると，それを典型契約の規定におくか，弁済の規定におくかという後者の検討課題は，口座振込みによる支払いを，①流動性預金口座契約の履行として発生する預金債権取得の効果を明らかにした上で（預金者と銀行の間の法律関係），それに関連して，当該口座契約とは異なる法律関係に生じる付随的効果（債権者と債務者の間の債権に対する弁済）として捉えるのか，そうではなく，②金銭債権一般に関する消滅方法の一つとして捉える（すなわち，金銭債権への現金以外の弁済方法を民法において認める）のかという

根本的な問題にかかわる。

B.「弁済の方法」に関する条文として規定する案

中間試案の作成に向けたいわゆる「第二ステージ」においても，口座振込みによる支払いに関する議論の始まりは，中間的な論点整理に基づいて，「特殊の寄託―流動性預金口座」の中で議論されている［民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（19），77-73頁］。

法制審での議論では［第58回部会会議議事録］，口座振込みによる支払いをどこに規定するかということは，問題提起はなされているが［第58回部会会議議事録，佐藤関係官発言］，直接には議論されていない。「中間的な論点整理」での議論と同様に，預金契約を消費寄託として取り扱うことに対する疑問の提起［第58回部会会議議事録，三上委員発言］，資金移転取引については全体的な制度を特別法として立法化すべきという提言［第58回部会会議議事録，松本委員発言］がみられる。そして，「預金そのものの問題と為替的法律関係との関係」の整理を規定の要否を含めてさらに検討するものとされた［第58回部会会議議事録，鎌田部会長発言］。

この議論を経てつくられた「中間試案のたたき台」では，「流動性預金口座に関する規律」は，消費寄託の中では「取り上げなかった論点」に含まれている［民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（5）（概要付き），43頁］。他方で，口座振込みによる支払いに関する規律は，次のような規定として，「弁済」の中において取り上げられている［民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（3）（概要付き），37頁］。

6　弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）

（4）債権者の預金口座に金銭を振り込む方法によって債務を履行したときは，債権者の預金口座において当該振込額の入金が記録される時に，弁済の効力が生ずるものとする。

（注）上記（4）について，規定を設けるべきでないとする考え方がある。

そして，この規律とほとんど同じ文言で後述の「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が規定されている。

このように，口座振込みによる支払いに関する規定が「消費寄託」（債権各則・典型契約）から「弁済」（債権総則）へと移された理由は，議事録を調べても明確な資料が見当たらない。ここまでの議論をみれば，おそらく，預金契約や資金移転取引については，まだ見解の一致がみられない論点が多く含まれており，民法に包括的な規定を設けることが困難であると考えられたものと思われる。そうであるにしても，債権総則の弁済規定において振込みによる支払いに関する条文が規定されようとしていることは，口座振込みによる支払いが金銭債務の弁済方法の一つとして認められようとしていることを意味するのであるから，理論的にも，実務的にも，口座振込みによる支払いの法的性質（弁済か，代物弁済か，それ以外のものか），および，その効果発生の時期に関する問題を提起するものといえよう。

２．弁済の効力発生時期

Ａ．口座への「入金記帳時」とする中間試案

ここまでに紹介した議論を経て，「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」では，次のように，債権編の総則において「弁済の方法」の一つとして規定されることが提案された。

６　弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）

（４）債権者の預金口座に金銭を振り込む方法によって債務を履行するときは，債権者の預金口座において当該振込額の入金が記録される時に，弁済の効力が生ずるものとする。

（注）上記（４）については，規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

この中間試案の規定６（４）は，前述の「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（３）（概要付き）」において検討されたものとほとんど同じである。そこで，この趣旨を明らかにするには，この「中間試案のたたき台」の条文に関して，単に口座に振り込めばよいのか，それとも債権者の許容した口座に振り込めばよいという趣旨なのかということについての質問が出さ

れ［第66回部会会議議事録，中井委員発言］，これに対して，事務当局による説明がなされているので，この質疑を参考にすることができるであろう。その説明によると，「振込みが弁済として許容されるかどうか，その具体的な要件を条文化することは，非常に難しいというのがこれまでの議論の到達点」［第66回部会会議議事録，筒井幹事発言］であり，そこで，「中間試案のたたき台」は，口座振込みによる支払いを債権者が許容しているかどうかという点については触れておらず，しかし，振込みによる弁済が現実に多く行われているので，弁済としての効力が生じる時期を明確にする必要があることからなされた立法提案であるとされている。このような起草過程の議論に鑑みれば，口座振込みによる支払いの法的性質（弁済か，代物弁済か，それ以外のものか）は，なお解釈に委ねられるということになるであろう。しかし，口座振込みによる支払いの法的性質を明らかにすることなくして，弁済の効力が発生する時期を確定することは，困難であるように思われる。なぜならば，「当該振込額の入金が記録される時に，弁済の効力が生ずる」ことを説明できないからである。

これに対して，「中間試案の補足説明」においては，前述の質問に対する一定の回答が述べられている。すなわち，前述の規定は，「①流動性預金口座への振込みが金銭債務の弁済と位置付けられ得ることとともに，②金銭債務の消滅時期が受取人の預金口座に入金記帳がされた時であることを明確にするもの」［民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明，286頁］であり，明示又は黙示の合意によって振込み以外の方法によることが合意された場合を除いて，この規定が適用されるということである［民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明，287頁］。しかし，中間試案のこの説明は，振込みが弁済として許容されるかどうかには中間試案のたたき台では触れないものとしてなされた提案条文であるとする前述の事務当局による説明とは異なっているようにみえ，債権者による承諾または同意の要否についても，議論の余地が残されることを示しているように思われる。

B．預貯金の「払戻請求権取得時」とする要綱仮案

債権者（受取人）の口座への入金記帳を弁済時とする中間試案に対しては，「要綱仮案の取りまとめ」に向けた議論において，入金記帳時は被仕向銀行の内部手続きにより決まることが指摘され［第80回部会会議議事録，中原委員発言］，また，「入金記帳時とする考え方というのをずばり法文に書くということは，相当困難が大きい」［第80回部会会議議事録，山野目幹事発言］ことも指摘された。そして，「要綱仮案の第二次案」においては，これらの立場が取り入れられたもののようにみえるが，次のようにして，弁済は債権者（受取人）による預金の払戻請求権取得時に生じるとする考え方が示されている。

６　弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）

（４）金銭の給付を目的とする債務については，債権者の預金又は貯金の口座（以下「預貯金口座」という。）に対する払込みによって，その弁済をすることができる。ただし，当事者が反対の意思を表示した場合又は異なる取引上の慣習がある場合は，この限りでない。

（５）債権者が弁済を受ける預貯金口座をあらかじめ指定していた場合には，その指定した預貯金口座に対する払込みに限り，（４）の規定を適用する。

（６）（４）に規定する払込みによる弁済は，払い込んだ金銭の額について，債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得した時に，その効力を生ずる。〔「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案」。なお，原文では，（４）から（６）まで網掛けとなっており，事務当局において検討中であることが示されている。〕

「弁済は債権者（受取人）による預金の払戻請求権取得時に生じる」ことは，前述のような法制審での議論があることからすると，入金記帳によって預金債権が成立するという判例および通説の立場と整合的に理解されるべきか否かという問題を含んでいる。しかし，「要綱仮案の第二次案」での文言の変更がどのような意味を持つのかは，公開された資料からは明らかでない。「払戻しを請求する権利を取得した時」が受取人の口座への入金記帳時と同じである

とすれば，判例および通説の立場に沿った立法提案である。しかし，法制審での議論を踏まえて，「振込額の入金が記録される時」という中間試案での文言をあえて削除したものとすれば，入金記帳時に弁済の効果発生を固定するのではないものとも理解することができそうである。言い換えれば，この提案は，「債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得した時」が具体的にいつの時点かということについては明示していないのである。冒頭に紹介した法律案・477条も，これと同様の規定を提案するものである。そうすると，口座振込みによる弁済の効力が生じるのは具体的にはいつの時点なのかという問題は，このような条文が立法化されても，なお，解釈にゆだねられているものといえそうである。

そして，同様に議論の詳細は不明であるが（議事録を確認した限りでは，法制審では，この議論はなされておらず，理由を確認できない。），前述「要綱仮案の第二次案」から「要綱案」への変化をみると，「要綱仮案の第二次案」6（4）および（5）については，立法化が見送られたようにみえる。「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1）」および「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において，本稿のはじめに紹介した「法律案」とほとんど同じ条文で立法提案がなされ，「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（40頁）として，民法（債権関係）部会第99回会議で決定されている。そこで，中間試案の補足説明では，前述のように，明示又は黙示の合意によって振込み以外の方法によることが合意された場合には，口座振込みによって弁済することができると考えられていたのであるが，「要綱仮案の第二次案」（4）および（5）をあえて削除したことによって，口座振込みによる支払いを債権者が許容しているか否かということが，その効果にどのような影響を与えるかについて問題になりそうである。

法律案・第477条は，「金銭債権の弁済は」と述べるのではなく，「債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は」と述べている。この文言からは，前述の「要綱仮案の第二次案」6（4）において「金銭の給付を目的とする債務については…払込みによって，その弁済をすることができる」

と述べられていたことをあえて法律案に盛り込まなかったことを考慮すると，「金銭債権」の口座振込みによる弁済というのではなく，それよりも限定的に，「弁済方法が債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによるべきである（または，払込みによることのできる）債権」の口座振込みによる弁済を規定するもののようにも読める。そのような債権については，口座振込みが本旨弁済に当たるのは明らかであり，そうであるとすれば，法律案・第477条の想定する場面では，口座振込みによる支払いを金銭債権の「本旨弁済」と考えることができるかどうかという問題は生じないことになる。このように考えるとすれば，口座振込みの方法によることが明確な場合には口座振込みが本旨弁済に当たることは当然であり，法律案・第477条は，金銭債務一般について口座振込みによる支払いが本旨弁済になるかどうかという問題の手がかりを含んでいないことになりそうである。この法律案は，中間試案において，その補足説明に，「流動性預金口座への振込みが金銭債務の弁済と位置付けられ得ること…を明確にするもの」と述べられていたよりも，限定的のようである。そこで，今回の法律案の規定からは，口座振込みによる支払いの法的性質（弁済か，代物弁済か），および，債権者の承諾の有無については，まったく不明であって，このような条文が立法されても，これらの問題は，なお，解釈にゆだねられているものと思われる。

ここまでにおいて，法律案・第477条の起草過程をたどってきた。そこから，つぎのことが明らかになった。すなわち，このような立法がなされても，①金銭債務を口座振込みによって弁済するには，このような支払い方法に対する債権者の承諾が必要であるかどうかという問題（これは，口座振込みによる支払いが，本旨弁済か，代物弁済か，それ以外の性質を有するのかという問題に関わる。），および，②口座振込みによる弁済の効果発生時はいつか（すなわち，「債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時」とは，どの時点を指すのか）という問題は，なお解釈に委ねられる余地があることが明らかになった。

そこで，以下では，EU 決済サービス指令を国内法化したフランスにおける

議論の発展を検討して，これらの問題に対する解決策を考察することにする（なお，同指令については，［岩原 2003，10-11頁，389-407頁］［吉村，白神 2009］に紹介・検討がある）。

Ⅲ．フランスにおける口座振込みによる支払いに関する判例の展開

1．破毀院商事部2009年 2 月 9 日判決

A．事実の概要

近年，破毀院商事部2009年 2 月 9 日判決（以下，「2009年破毀院判決」という。）において，振込み（virement）による弁済の時期に関して，注目に値する以下の判決が下された。

事実の概要は，次の通りである。

共同原告である Van der Ouderaa は，その父 Pierre Van der Ouderaa が共同被告である Touraille 夫婦に対して有していた，1994年 4 月29日に締結された不動産売買契約（以下，「本件売買契約」という。）上の権利を相続した。そして，この権利に基づいて，共同原告である Van der Ouderaa は，2000年 6 月15日に，Touraille 夫婦に対して，本件売買契約の代金に相当する8907.39フランの支払いの催告（commandement）（以下，「本件催告」という。）を送達した。当該金額は，本件売買契約において，2000年 4 月20日までの期間は，月賦払いすることが可能とされていたものであった。本件催告は，本件売買契約の条項に言及しており，その条項によると，当該日までに完全な弁済がない場合には，売買契約は，弁済の催告から30日経過後に当然に解除されると規定されていた（以下，「本件解除条項」という）。

Touraille 夫婦は，ジロンド州の戦没者・退役軍人全国事務局（l'ONAC）の助けを得て，同額を，払込みの受取人として選任された執行官（l'huissier de justice）の口座の貸方に振り込むことを l'ONAC に求めた。そして，その振込指図は，l'ONAC によって，2000年 7 月12日になされ，2000年 7 月17日に，その口座の借方から引き落とされた。しかし，異なる銀行において開かれていたこの執行官の口座に貸方記帳されたのは，2000年 7 月19日になってからであっ

た。

ところが，本件催告の猶予は，すでに，７月18日には終了していた。そこで，本件解除条項を利用して，共同当事者 Van der Ouderaa は，Touraille 夫婦に対して，売買契約の解除の確認を求めた。

原審は，本件解除条項が2000年７月18日零時に当然に効力を生じ，そして，この日に売買契約が解除に付属するすべての結果を伴って当然に解除されたことを確認して，当該不動産は，共同原告 Van der Ouderaa に返還されるべきであるとした上で，共同原告 Van der Ouderaa は，売買契約の名において既に受け取った金額を返還する義務を負わないものと判断した。

B．判旨――振込みによる弁済の効力は，受取人の銀行（被仕向銀行）が資金を受け取った時に生じる

破毀院は，以下の理由に基づいて，被仕向銀行が資金を受け取った時に弁済の効力が生じることを明らかにし，原審を破毀してボルドー控訴院に移送した。

〔判旨〕 フランス民法典1184条〔解除の要件・付遅滞制度〕，1239条〔債権の消滅原因の一覧〕および1937条〔受寄者の返還義務〕に鑑みて，振込みは，その顧客の口座のために資金を保持する受取人の銀行〔被仕向銀行〕による当該資金の受領から（dès）弁済になるがゆえに，…控訴審は，資金が執行官の銀行の口座の貸方に記帳された日が考慮されるべきであるとして，上述の条文に違背したのである。

２．破毀院商事部2009年２月９日判決に至る判例及び学説の展開

2009年破毀院判決の意義を明らかにするためには，それまでの破毀院判例において，関連する事柄に関する理論的発展を紹介しておくのが便利であろう。

A．破毀院商事部1954年11月29日判決――振込みは入金記帳により弁済になる

破毀院商事部1954年11月29日判決（以下，「1954年破毀院判決」という。）は，「振込みは，受取人の口座におけるその入金記帳によって有効に履行され

た時に弁済になる」ことを明らかにしていた。

その後も，破毀院民事第一部1993年 6 月23日判決（以下，「1993年破毀院判決」という。）は，1954年破毀院判決と同様に，不動産売買代金支払いの遅滞による契約の解除が争われた事案について，売主から履行の催告（1985年 6 月 7 日）に先立って買主の振込指図（同月 5 日）が出されていたとしても，売主の口座に対する記帳（同月11日）がその後である場合に，振込みは，受取人の銀行によって記帳されたことによって有効に履行された時に弁済になるものとして，契約の解除を認めた控訴院を支持した。破毀院商事部2003年 7 月 8 日判決も，振込の依頼人に対して，資金の最終的な移転が受取人への入金記帳によって生じるとする控訴院判決を支持した。

学説も，このような判例を支持してきた（[RIVERS-LANGE 1968, p.416]［CABRILLAC 1980, n^{os} 405 et s.］［GAVALDA , STOUFFLET 2006, n^{o} 482］）。

B．破毀院商事部2007年 9 月18日判決――受取人が預金債権を取得するのは振込資金を被仕向銀行が有効に受領した時である

破毀院商事部2007年 9 月18日判決（以下，「2007年破毀院判決」という。）は，受取人の預金債権取得時に関して，以下のように判断した。

その事案は，2004年 7 月 2 日に倒産した相互信用金庫（la Caisse de Crédit mutual）が同金庫に当座預金を有していた「女性の権利に関する情報の中央団体（l'association Centre d'information sur les droits des femmes）」に対して，同日に同団体に対して振り込まれた助成金138, 609ユーロを支払うと清算人が定めたことを控訴院が認めたのに対して，当該金額は同団体への貸越金によって相殺されると同金庫が不服を述べたというものであった。

破毀院は，この相殺の主張を否定して次のように述べた。「通貨金融法典 L. 330- 1 条Ⅲ項によって，銀行間為替システム（Système Interbancaire de Télécompensation, SIT）の操業規則に合致した日および方法において振込指図が撤回不能となったときに，振込みの受取人が資金について完全に権利を獲得するとすれば，受領の一般的委任を引き受けるその銀行に対する受取人の権利〔預金債権〕は，受寄者としてその顧客の口座を保持する当該銀行によって振込資金が

有効に受領されてはじめて存在する」と述べた上で，助成金の振込指図は，銀行間為替システム（SIT）に７月１日16時12分に届けられ，前記相互信用金庫において，その倒産と同日（２日）に処理されたために，法定相殺が行われたと主張される７月１日には，まだ振り込まれた助成金による預金債権がなく，債権の対立が存在しないために法定相殺の要件を満たさない。

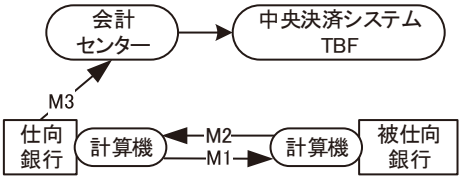


図１　SIT の組織図（[BARDINET 2002, p.62] の図を参考に筆者作成）

この判決において言及された銀行間為替システム（SIT）は，1992年から2008年までにフランスにおいて稼働していたものであり，そこでは，振込指図は，つぎのように処理される［BARDINET 2002, p.62］。仕向銀行と被仕向銀行との間で，①仕向銀行は，同種の取引で決済が同一日のものをまとめた情報を被仕向銀行の計算機（station）に向けて送り（M１通知），②被仕向銀行は，M１通知を受領した旨の通知を仕向銀行の計算機（station）に送り（M２通知），③ M２通知を受けた仕向銀行は，会計センター（centre comptable）に会計概要通知（un message de résumé comptable）を送る（M３通知）。そして，当該日の13 時30分までに集計された③ M３通知は，SIT を管理する GSIT（Groupement pour un Système Interbancaire de Télécompensation）によって，14時30分には差引計算され，その結果は，中央決済システム（Transfert Banque de France, TBF）によって，14時45分に精算される（以上の関係について，図１を参照）。本判決の事例では，この③ M３通知の集計時間を過ぎているために，振込指図到達（７月１日16時12分）の翌日（２日）に処理されている。

2007年破毀院判決は，振込みにかかる預金債権の取得時について判断するのみであるが，この判決を前提として口座振込みによる弁済の効果に言及する学説には，一方で，「撤回できない振込指図は，それ自体，〔資金〕移転手続きが期限までに到達しない限り，受取人のための資金に対する財産権の構成要素にならない」として，「判例は，2007年７月18日判決によって確認されるよう

に，弁済が真に行なわれる瞬間は受取人の口座に対する入金記帳であるということを維持する」と述べるものがある［GRACIA 2008, pp. 8 - 9］。他方で，この判決に賛成するならば，同判決では直接に判断されていないものの，入金記帳時ではなく，「受取人の銀行〔被仕向銀行〕によって資金が受け取られた時点において，弁済が生じうるということになるだろう」と指摘するものもある［MATHEY 2007, p.14］。この学説は，さらに，2007年破毀院判決の「興味深い点は，指図が撤回不能となった場合に資金について終局的権利を単純に取得するというのでは，受取人のためにその銀行に対する債権が生じたというのに不十分であるということである。その銀行に対する受取人の権利は，異なる問題であって，区別された取扱いを受けるべきである」［MATHEY 2007, p.13］とも指摘する。このようにして，2007年破毀院判決に接し，学説は，振込指図の撤回不能だけでは，直ちに弁済の効力が生じるものではないと理解する点では一致しているのであるが，弁済の効力が被仕向銀行による入金記帳時に生じるのか，または，被仕向銀行による振込資金受領時に生じるのかという点については見解が一致していなかった。

3．2009年破毀院判決の評価

A．振込みによる弁済の効力に関する破毀院判例のまとめ

ここまでに紹介した破毀院判例の展開をまとめるとつぎの通りである。

まず，1954年破毀院判決および1993年破毀院判決において，振込依頼人と受取人の間の紛争を解決するために，振込みは，受取人の口座に対する入金記帳によって弁済になることが明らかにされた。つぎに，2007年破毀院判決では，銀行間為替システムとしてSITが稼働しており，そのシステムの操業規則に言及がなされた上で，振込みの受取人と被仕向銀行の間の法律関係について，受取人は，振込依頼人の振込指図が撤回不能になった時点で当該振込資金を取得しており，受取人のものとなった当該振込資金を被仕向銀行がその受寄者として有効に受け取った時に，預金債権を取得するものとされた。このような判例の展開に接して，振込みによる弁済の効果について，学説には，前述に紹介し

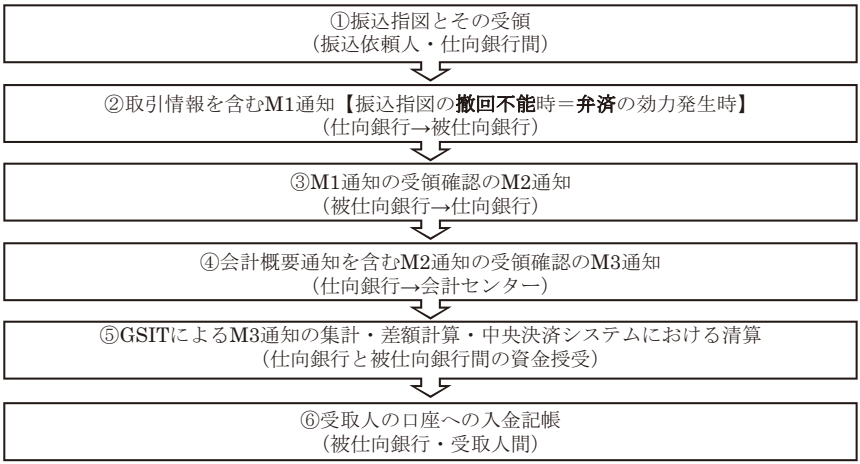


図２　銀行間為替システム（SIT）による振込みの流れと2012年破毀院判決による弁済の効力発生時

たように，（1954年破毀院判決および1993年破毀院判決どおりに）弁済が入金記帳時に生じるのか，または，（2007年破毀院判決を敷衍して）被仕向銀行が資金を受け取った時に生じるのかという点について見解の対立があった。

前述の2009年破毀院判決は，そのような状況において，振込みの依頼人と受取人の関係について判断し，被仕向銀行が振込資金を受領した時が振込依頼人（債務者）の受取人（債権者）に対する債務の弁済時であるとしたのである。

その後，破毀院商事部2012年４月11日判決（以下，「2012年破毀院判決」という。）は，被仕向銀行による資金受領時について言及して「振込みによりなされた弁済については，受取人である債権者が資金について最終的な権利を取得した日，すなわち，通貨金融法典 L.330- 1 条によると，銀行間為替システム（SIT）の操業規則に合致した方法によって，その指図が撤回不能となった日に，債務者からの弁済を受けたものとみなされるとして，そのシステムの操業規則によると，当該指図は仕向銀行によって被仕向銀行の銀行間会計センターにある SIT の計算機に対してメッセージ（為替取引開始の「M 1 通知」）が送られた後に撤回不能になり，被仕向銀行は，ふたつの銀行間のうち為替を開始

した仕向銀行に対して受領確認メッセージ（M 1 通知に対する確認の「M 2 通知」）を送達することになる」と述べた控訴院判決を支持することを明らかにした。判例は，振込指図が撤回不能になった時に弁済の効力が生じるものという態度を明らかにしたものといえる（図 2 ）。

B．破毀院判例の発展に対する学説の評価

このような判例の流れをみると，1954年破毀院判決および1993年破毀院判決，ならびに，（2007年破毀院判決を踏まえた）2009年破毀院判決，2012年破毀院判決との間には，矛盾があるようにもみえる。前者 2 つの破毀院判決（1954年破毀院判決および1993年破毀院判決）において，被仕向銀行による受取人の口座に対する記帳時が弁済時になると述べられたことと，2009年破毀院判決において被仕向銀行による資金の受領時が弁済時になると述べられたこと，2012年破毀院判決において振込指図の撤回不能時が弁済時になると述べられたこととの間には，銀行間での資金移動およびその手続きも考慮すれば，時間的な差があるからである。

学説には，2007年破毀院判決を評して，「銀行による資金の受領が振込依頼人を受取人との関係で債務から解放するのであるから，2007年 9 月18日の判決〔2007年破毀院判決〕は，1993年 7 月23日の判決〔1993年破毀院判決〕において採用された立場を破毀院が放棄したものと考えざるをえない」［BONNEAU 2007, p.28］と述べるものもある。しかし，2009年破毀院判決に接した近年の学説の中には，次のように評価して，判例の発展の連続性を指摘するものがある。

> 〔2009年破毀院判決〕の解決は，これまでの判例と断絶を示すものだろうか。実務的観点からは，その答えは，肯定であることは明らかである。…しかし，理論的観点からは，裁判所は，銀行口座の機能に関するその認識を洗練したというのみである。口座の権利者によって，または，この者の利益になるように第三者によって資金の提供（remise）がなされた場合には，その預金になるのは（le compte est credité），相当する記帳がその〔受取人の〕口座になされた日ではなく，銀行が資金を受け取ることによって

その金額について口座の権利者〔である受取人の取得する預金債権〕の債務者になった日である。入金記帳は，その作用の物理的確認に過ぎない。…この解決は，一般化されるべきである。［STOUFFLET 2009, p.13］

（以下，次号。）

【本号の引用文献】

BARDINET, Christine. *Le système interbancaire de télécompensation*. *Bulletin de la Banque de France*, 2002, 55-67.

BONNEAU, Thierry. *Droit bancaire, note sous Cass. com., 18 sept. 2007 : Bull. civ. IV, n° 194*. *Banque et droit*, 2007, 27-28.

CABRILLAC, Michel. *Le chèque et le virement*. 5 e éd., Techniques, 1980.

GAVALDA, Christian et STOUFFLET, Jean. *Droit bancaire*. 6 e éd., Lexis Nexis, 2006.

GRACIA, Jean-Luc. *La nature du virement: la qualification judridique d'un procédé extralégal*. LPA, 18 avr. 2008, 4 - 9 .

MATHEY, Nicolas. *Note sous Cass. com., 18 sept. 2007 : Bull. civ. IV, n° 194*. *JCP E*, 2007, 11-14.

RIVERS-LANGE, Jean-Louis. *La monnaie scripturale*. dans *Études de droit commercial : à la mémoire de Henry Cabrillac*, Librairies techniques, 1968, 405-422.

STOUFFLET, Jean. *Datte d'effet du virement, note sous Cass. com., 3 févr. 2009 : Bull. civ. IV. n° 16*. *JCP E*, 2009, 12-13.

岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣，2003）。

中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会「取引法の観点からみた資金決済に関する諸問題」金融研究29巻１号（2010）105-159。

民法（債権法）改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本指針 V―各種の契約（２）』（商事法務，2010）。

法制審議会・民法（債権関係）部会の議事録および部会資料，部会で決定された文書（以下，特に URL を示してあるものをのぞいて，いずれも法務省・法制審のホームページ <http://www.moj.go.jp/shingi 1 /shingikai_saiken.html>（2015年５月10日確認）を参照。）

・法制審議会民法（債権関係）部会第18回会議議事録

・法制審議会民法（債権関係）部会第24回会議議事録
・法制審議会民法（債権関係）部会第58回会議議事録
・法制審議会民法（債権関係）部会第66回会議議事録
・法制審議会民法（債権関係）部会第80回会議議事録
・「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（12）詳細版」（民法（債権関係）部会第16回部会会議・資料17-2）
・「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（19）」（民法（債権関係）部会第57回部会会議・資料47）
・「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」
・「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（3）（概要付き）」（民法（債権関係）部会第66回部会会議・資料55）
・「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（5）（概要付き）」（民法（債権関係）部会第68回部会会議・資料57）
・「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（平成25年7月4日補訂）」
<http://www.moj.go.jp/content/000112242.pdf>［2015年5月13日確認］
・「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（平成25年7月4日補訂）」
<http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf>［2015年5月13日確認］
・「要綱案のとりまとめに向けた検討（7）」（民法（債権関係）部会第80回部会会議・資料70B）
・「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案」（民法（債権関係）部会第95回部会会議・資料82-1）
・「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1）」（民法（債権関係）部会第97回部会会議・資料84-1）
・「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」
<http://www.moj.go.jp/content/001136445.pdf>［2015年5月13日確認］
・民法（債権関係）改正の法律案
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html>［2015年5月13日確認］

吉村昭彦＝白神猛「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み――決済サービス指令の

概要」金融研究28巻１号（2009）119-172。

【本号に引用した破毀院判決（判決年月日順）】

破毀院商事部1954年11月29日判決

Cass. com., 29 nov. 1954: *Bull. civ.* 1954, III, n° 369.

破毀院民事第一部1993年６月23日判決

Civ. 1re, 23 juin 1993: *D*. 1994. 27, note crit. D. Martin; *RTD com*. 1993. 694, note M. Cabrillac et B. Teyssié; *Defrérnois* 1994. 344, obs. Ph. Délébeque.

破毀院商事部2007年９月18日判決

Cass. com., 18 sept. 2007: *Bull. civ.* IV, n° 194; *D.* 2007. 2464, obs. V. Avena-Robardet; *JCP G* 2007. act. 424, obs. M. Roussille; *JCP E* 2007. 2499, note N. Mathey; *RTD com*. 2007. 812, obs. D. Legeais, et 2008. 180, obs. A. Martin-Serf; *Banque et droit* 2007. n° 116, note crit. Th. Bonneau.

破毀院商事部2003年７月８日判決

Cass. com., 8 juill. 2003: Bull. civ. 2003, IV, n° 117.

破毀院商事部2009年２月９日判決

Cass. com., 3 févr. 2009: *Bull. civ.* IV. n° 16; *D*. 2009. Actu. 493, obs. Avena-Robardet; *JCP G* 2009. II. 10045, note Barbiéri; *JCP E* 2009. 1227, note Stoufflet; *RTD civ.* 2009. 533, obs. Fages; *CCC* 2009. comm. 95, obs. Leveneur.

破毀院商事部2012年４月11日判決

Cass. com., 11 avr. 2012: *Gaz. Pal.* 2012, 1555, note A.-C. Rouand.

【付記】　本稿は，科学研究費・若手Ｂ（研究課題番号：25780076）の助成を受けた研究成果の一部である。

―ふかがわ　ゆか・法学部准教授―